

学校感染症について

1 学校感染症とは

- ・学校感染症にかかった場合は、治るまで登校が禁止されます。
- ・学校感染症で欠席した場合は「欠席」扱いにはなりません。「出席すべき日数」から欠席した日数を引きます。ただし、欠席扱いにならない日数は病気によって異なります。（詳しくは、別紙の「学校感染症の診断書及び証明書」に説明があります。）

2 学校感染症の病気は

- ・以下の病気が「学校感染症」に該当します。

- | | | |
|-----------|--------|--------------|
| ・インフルエンザ | ・百日咳 | ・麻疹 |
| ・流行性耳下腺炎 | ・風しん | ・水痘 |
| ・咽頭結膜熱 | ・結核 | ・髄膜炎菌性髄膜炎 |
| ・コレラ | ・細菌性赤痢 | ・腸管出血性大腸菌感染症 |
| ・腸チフス | ・パラチフス | ・流行性角結膜炎 |
| ・急性出血性結膜炎 | | |

- ・以下病気については、条件によって出席停止となります。

- | | | |
|---|-------|--------|
| ・溶連菌感染症 | ・手足口病 | ・伝染性紅斑 |
| ・その他の感染症（例 ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、マイコプラズマ感染症、ノロウイルス感染症） | | |

3 学校感染症にかかったら

- ・以下の手続きをしてください。
 - ①医療機関で「学校感染症」の診断をうけたら、速やかに学校に電話で連絡をしてください。
 - ②「学校感染症の診断書及び証明書」を医療機関に提出してください。
 - ・証明書はダウンロードしてプリントアウトしてください。
 - ・同様の証明書は学校の職員室および保健室にもあります。
 - ③医師による証明がいただけたら、登校した際に用紙を学級担任に提出してください。「学校感染症の診断書及び証明書」の提出は、回復後の登校から1週間以内に提出してください。登校初日でなくてもかまいません。
 - ④考査期間中に学校感染症で欠席した場合は、考査の追考査を受けられます。「学校感染症の診断書及び証明書」とともに「追考査願」を学級担任に提出してください。
 - ・追考査の日程は、教科担当と相談して決定します。
 - ・「追考査願」は学校の職員室にあります。